平成２５年（フ）第２８８号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里２丁目72番地　ライオンズマンション岐阜北方　201号
債務者　横山　里江（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
岐阜県下呂市萩原町西上田2364番地697
債務者　清水　典生
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１３９８号
愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目221番地　タウニィー鶴正Ｂ棟102号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目221番地
債務者　岡崎　道行
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２５号
名古屋市西区浄心２丁目８番３号
債務者　濵嶋　康弘
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３１号
愛知県清須市西田中白山16番地　パラッツオ白山302
債務者　廣田　美穂（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４８号
名古屋市中村区宿跡町３丁目22番地　マンションつだ303号
債務者　兼松正一児
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６７号
名古屋市中川区豊成町１番２―1020号（豊成団地）
債務者　平井　朝子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５号
三重県津市神戸1424番地５　県営神戸団地Ｐ１―404
債務者　池田　　敬
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６１号
三重県津市一志町井関1089番地１
債務者　秋山　秀司
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６２号
三重県津市江戸橋３丁目71番地１　コーポ光Ⅱ102
債務者　根本　源一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６８号
三重県津市河芸町上野560番地11
債務者　村橋タツノ
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５２号
三重県四日市市西日野町46番地　セフィラ西日野Ａ―102
債務者　木場　　茂
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
滋賀県守山市守山３丁目13番51―306号
債務者　辻中　道夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
滋賀県草津市平井４丁目５番38号　ユーリー番館103号
債務者　福田　育生（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４号
滋賀県草津市平井４丁目５番38号　ユーリー番館103号
債務者　福田　美子（旧姓高田・庄司・梅木）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１３号
大津市大江４丁目８番１号　第２山本ハイツＢ―１、前住所大津市大江３丁目25番４号
債務者　境田　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８７号
京都市伏見区新町９丁目399番地
債務者　ファースト・プレイス，夢幻Ｄａｉこと　加藤　悟志
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係